

# 標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

## 第1章 補償金等の支払い

### (当社の支払責任)

**第1条** 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ異常な出来の事態(以下「事故」といいます。)(以下「事件」といいます。))によって、身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。))を支払います。

**第2条** 前項の傷害には、身体外部から有傷発生又は有傷発生の一時に吸入、吸収又は摂取したとき急激かつ異常な出来の事態によって発生した当該結果生ずる中毒状態を除きます。ただし、細菌性食物中毒は含みます。

### (用語の定義)

**第2条** この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業協会集約型企画旅行契約の第2条第1項及び受託型企画旅行契約の第2条第1項で定められているものをいいます。

**第2条** 前項において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等サービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを完了した時までであり、また、旅行者があらかじめ当社に届け出たときは、運送の予約の完了の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時刻をあらかじめ当社に届け出たときを除き、また、旅行者が離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその間は「企画旅行参加中」といいます。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず(旅行日程の途中で)が定められている場合において、その旨が当該日付に記された場合は、旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはなりません。

**第3条** 前項の「サービスの提供を受けたことを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 旅客、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- (2) 前号の受付が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
  - イ 航空機であるときは、乗客のみが乗る飛行機機内における手荷物の検査等の完了時
  - ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
  - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時刻又は改札のないときは当該列車乗降時
  - ニ 車両であるときは、乗車時
  - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

**第4条** 前項の「サービスの提供を受けたことを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 旅客、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- (2) 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
  - イ 航空機であるときは、乗客のみが降りてくる飛行機機内からの退場時
  - ロ 船舶であるときは、下船時
  - ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
  - ニ 車両であるときは、降車時
  - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

## 第2章 補償金等を支払わない場合

### (補償金等を支払わない場合一その1)

**第3条** 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車運転を継続している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたことによって生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の病態、疾病又は心臓発作。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の妊娠、出産、早産、薬害又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (8) 旅行者の所持又は拘留若しくは監禁中に生じた事故
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は騒動(この規程において、群衆による多数者の集団的行動によって、全国又は一部の地区において、騒動が生ずる状態をいいます。)
- (10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。))若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特長による事故
- (11) 前2号の事由に隣接して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

**第4条** 当社は、原因のいかんを問わず、頭部怪我(いわゆる「むちうち症」)は腰痛その他覚悟のないものに対して、補償金等を支払いません。

### (補償金等を支払わない場合二その2)

**第4条** 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に隣接して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### (補償金等を支払わない場合三その3)

**第5条** 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合を除き、補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行(いずれも競争を含みます。又は試験種(性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。))をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路を走らねばならない場合に於いては、この限りではありません。企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。
- (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であるか不定期便であるかを問わず)以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

### (補償金等を支払わない場合四その4)

**第5条** 第2条の死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げられているいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当するもの等と認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

## 第3章 補償金等の種類及び支払額

### (死亡補償金の支払い)

**第6条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円(以下「補償金」といいます。))を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した額を支払います。

### (後遺障害補償金の支払い)

**第7条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害(身体に残った将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、その程度として、別表第2の各号の区分に基づいて「補償金」といいます。))が生じたときは、旅行者1名につき、補償金額に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

**第8条** 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害補償金を支払います。

**別表第2** 各号に掲げられている後遺障害のうち、旅行者の年齢、社会的地位等に照らして、身体に重大な障害が生じたものと認められることに基づいて、別表第2の各号の区分に基づいて「補償金」といいます。ただし、別表第2の(1)、(4)、(2)、(4)及び(5)(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

**第9条** 同一事象により2級以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7、8及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、1級以上の後遺障害補償金は、補償金額の50%を限度とします。

**第10条** 前項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

### (入院見舞金の支払い)

**第8条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、事故の日から180日を経過した後に、医師の診断に基づき、その療養に専念すること(以下「入院見舞金」といいます。))に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
  - イ 入院日数180日以下 20万円
  - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
  - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
  - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 2万円

- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
  - イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき 20万円
  - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
  - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
  - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重複して支払うことはありません。その合計額を支払います。

### (通院見舞金の支払い)

**第9条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、通院(医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けること(往診を含みます。))をいいます。以下この条において「通院」といいます。したがって、その日数(以下「通院日数」といいます。))が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
  - イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
  - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
  - ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円
  - ニ 通院日数3日以下7日未満の傷害を受けたとき 1万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定装置を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は当該期間が1週間を超えたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
- 3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は以降の通院については、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院しない場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

5 当該旅行者が死亡したときは、通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重複して支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### (入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別)

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、別表2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2条に、第1号に掲げるもの)のみを支払います。

(1) 当該入院見舞金又は当該通院見舞金

(2) 当該入院見舞金(当社が入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。))に当該入院日数を加えた金額を算出した額とみなした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金

### (死亡の確定)

**第11条** 旅行者が被るべき航空機若しくは船舶航行不明となつた後、又は運送しから30日を経過してなお旅行者が見えなかつたときは、航空運送若しくは船舶航行不明となつた日又は遭難した日、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。

### (他の傷害等又は疾病の影響)

**第12条** 旅行者が第1条の傷害を受けたとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を受けた後にその原因となった事故と発生した障害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

## 第4章 事故の発生又は補償金等の請求の手続

### (傷害程度等に関する説明等の請求)

**第13条** 旅行者が第1条の傷害を受けたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を要し、又は旅行者の同意を得た場合は、その原因となつた事故の概要等について説明を要し、又は旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの説明に協力しなければなりません。

**第14条** 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の同意しない事由により第1条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該傷害の日から30日以内で書面又は口頭で提出しなければなりません。

**第15条** 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の同意する正当な理由なく第2項の規定に違反し、又はその説明若しくは報告に支障をきたすこと又は報告に支障をきたすことを行つたときは、当社は、補償金等を支払いません。

### (補償金等の請求)

**第16条** 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当該所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- (1) 死亡補償金の請求の場合
  - イ 旅行者の戸籍簿並びに法定相続人の戸籍簿及び印鑑証明書
  - ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
  - ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
- (2) 後遺障害補償金の請求の場合
  - イ 旅行者の医師の診断書
  - ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
  - ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- (3) 入院見舞金請求の場合
  - イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
  - ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
  - ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
- (4) 通院見舞金請求の場合
  - イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
  - ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
  - ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

**第17条** 前項の規定による書類の提出を要することは各書類の提出の一部の省略を認めることがあります。

**第18条** 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したときは又は提出書類につき支障をきたす事実を告げ、若しくは不実の事実を告げるときは、当社は、補償金等を支払いません。

### (代位)

**第19条** 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った損害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

## 第5章 携帯品損害補償

### (当社の支払責任)

**第16条** 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶発的な事故によってその所有の身の回り品(以下「携帯品」といいます。))に損害を受けたときは、本章の規定により、携帯品損害補償金(以下「損害補償金」といいます。))を支払います。

### (損害補償金を支払わない場合一その1)

**第17条** 当社は、旅行者の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (2) 旅行者と世間を同じする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るべき目的でなかつた場合は、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自甘行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を用いて道路を走らねばならない場合に於いては、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたことによって生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

- (6) 差押、徴収、没収、破産等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされたものを除きます。
- (7) 旅行者の所有物の瑕疵。ただし、旅行者がこれに代わって損害補償金を管理する者が相当の注意を怠らなくても発見し得たことと認められることを除きます。
- (8) 損害補償金の自然消滅の消滅、盗ひ、かひ、変色、おぼろけ、虫食ひ
- (9) 自然消滅の消滅であつて損害補償金の機能と実質をなさない損害
- (10) 損害補償金である液体の流出。ただし、その結果として他の損害補償金に生じた損害については、この限りではありません。

(11) 損害補償金の盗ひ又は紛失

(12) 第3条第1項第5号から第12号までに掲げる事由

**第18条** 前項の規定にかかわらず、旅行者の各号に掲げるものは、損害補償金に含まれません。

- (1) 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
- (2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- (3) 積本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、シュー、テープ、フィルム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器))で直接情報を伝送する記録媒体に記録されたものを除きます。
- (4) 靴、バッグ、財布、キーホルダー及びカードを含みます。及び自動車、原動機付自転車、自転車及びその付属品
- (5) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
- (6) 衣装、眼鏡、コンタクトレンズその他これらに類するもの

### (損害補償金を支払わない場合二その2)

**第19条** 第2条の死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げられているいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払いません。

(1) 反社会的勢力に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

### (携帯品対象品とその範囲)

**第18条** 損害補償金は、旅行者が企画旅行参加中に携帯するその所有の身の回り品に限ります。

**第19条** 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、損害補償金に含まれません。

- (1) 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
- (2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- (3) 積本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、シュー、テープ、フィルム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器))で直接情報を伝送する記録媒体に記録されたものを除きます。
- (4) 靴、バッグ、財布、キーホルダー及びカードを含みます。及び自動車、原動機付自転車、自転車及びその付属品
- (5) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
- (6) 衣装、眼鏡、コンタクトレンズその他これらに類するもの

- (7) 動物及び植物
- (8) その他当社があらかじめ指定するもの

### (損害補償及び損害補償金の支払額)

**第19条** 当社が損害補償金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。))は、その損害が生じた日及び時における損害補償対象品の価額又は損害補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び当該第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

**第20条** 損害補償金の1個又は1対については、損害額が10万円を超過したときは、当社は、そのものの損害の額を10万円に引き下げて損害の額を決定します。

**第21条** 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を限度とします。ただし、損害補償旅行者1名に対して1回の事故につき3,000円を超過しない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

### (損害の防止等)

**第20条** 旅行者は、損害補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- (1) 損害の防止に誠意を尽すこと
- (2) 損害の程度、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を被った損害補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること
- (3) 旅行者が個人から損害補償を受けようとする場合は、その権利の行使については必要と認められる範囲で、遅滞なく前項第1号に違反したときは、防止に誠意を尽したと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず。また、同項第3号に違反したときは、損害補償金の行使によって受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

**第21条** 上記に掲げる費用を支払うべき損害の防止に誠意を尽したと認められる場合は、当該費用のうち当社が必要又は有益であるときは、損害補償金に算入します。

### (損害補償金の請求)

**第21条** 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- (1) 警察署又はこれに代わるべき第三者の事故証明書
- (2) 損害補償対象品の買取りの領収書
- (3) その他旅行者の請求する書類

**第22条** 旅行者が前項の規定に違反したときは又は提出書類につき支障をきたすことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したときは(第三者が支障をきたしたときも、同様とします。))は、当社は、損害補償金を支払いません。

### (損害補償金の請求)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (代位)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### (特別)